

サポート the 横手愛 ロゴマークデザイン活用ガイドライン

このガイドラインでは“サポート the 横手愛プロジェクト”を実施するにあたり、より多くの皆様からご賛同頂き、取り組みを一層推進するためロゴマークデザインや横手市で作成するポスター・ポップ等を適正かつ有効に使用して頂くために必要な事項を定めています。

使用基準

- (1)本プロジェクトの推進を目的としたロゴマーク(ポスター・ポップ)の使用例は次のとおりです。使用に際しては、プロジェクトの趣旨をご理解いただき、既定の色や形を正しく使用し、機能と品位を損なうことの無いようご協力をお願いします。
- ◆店頭や店内・看板や車両への掲示
 - ◆広報誌や機関誌・広告チラシ・ポスター等への掲載
 - ◆ウェブサイトやSNSへの掲載
 - ◆プロジェクトの普及活動における使用
 - ◆プロジェクトに賛同する取り組みへの使用
- (2)商品や売場等において直接的に使用する場合は、次の事項に該当する商品が対象となります。商品ラベルや物品等に使用する場合は、完成見本または画像をあらかじめ市に提示してください。
- ◆生産者・製造者・販売者が横手市内に住所を有している商品
 - ◆名称に横手にちなんだ(由来した)地名・名前等が含まれている商品
 - ◆主たる原材料が横手産である商品
 - ◆生産者・製造者・販売者が横手を応援する取り組みを行っていると思われる商品

使用にあたって

- (1)ロゴマーク(ポスター・ポップ)の使用料は無料です。使用を希望される方は、あらかじめ使用承認申請書を横手市商工観光部 横手の魅力営業課あてに提出し、使用の承認を受けてください。ただし次のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。
- ◆国または地方公共団体が使用するとき
 - ◆学校等が教育の目的で使用するとき
 - ◆報道機関が報道または広報の目的で使用するとき
 - ◆市からの使用依頼を受けた上で使用するとき
- (2)次のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマーク(ポスター・ポップ)は使用できません。
- ×本プロジェクトのイメージを傷つけ正しい理解の妨げになるおそれのある場合
 - ×本来の目的に従って使用されないおそれのある場合
 - ×法令や公序良俗に反するとき、又は反するおそれのある場合
 - ×特定の商品名やブランド名として理解されるおそれのある場合
 - ×その他市が不適当と認めた場合

注意事項

- (1)本ガイドラインに定める事項に違反していると認められるときは、承認を取り消す場合があります。
- (2)無断でデザインが使用された場合、使用物件の回収を求めるなどの措置をとる場合があります。
- (3)定められたデザインの改変は一切できません。
- (4)デザインを使用した表現・表示は使用者の責任となります。関係法令等を遵守のうえ、十分に注意してください。使用に関するクレーム等には、横手市は一切責任を負いませんのでご了承ください。